

令和6年度 事業計画書

自 令和6年4月 1 日

至 令和7年3月31日

公益財団法人戸田市国際交流協会

令和6年度 事業計画

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けが移行されたこともあり、令和6年度の事業実施に当たっては、ほぼすべての事業において対面による通常開催で計画しております。

なお、「ことばのひろば」や「中国語講座」などの一部の事業においては、直接会場に來なくても参加できる利便性があることから、Zoomなどのオンライン方式により実施しましたが、参加者にとって有用であることから、引き続き令和6年度においても、コロナ下により培ったノウハウを活用し、実施いたしたい。

また、市内在住外国人の人数については、令和6年2月1日現在にて8,162人、令和5年2月1日現在の7,645人に比べ、517人と大幅な増加となっており、増加傾向が続いております。これは、コロナ禍を脱出し、外国人が在住しやすい状況に戻った証拠であると推察されます。

(※令和6年2月1日現在 外国人 8,162人、市民全体 142,108人、外国人割合 5.7%)

このように、戸田市に在住する外国人が今後も大幅に増加することが見込まれることから、令和5年度からスタートしております市の「第2次戸田市多文化共生推進計画」に基づき、国際交流の促進及び市内在住外国人への支援に向けて、多種多様な事業展開を図りながら、着実に実施してまいります。

新規事業といたしましては、「日本語ボランティア特別講座」を実施し、日本語ボランティアの指導力の更なる向上を図ることにより、日本語教室のより一層の充実・強化を目指します。

そして、令和6年度(2024年度)は、昭和59年(1984年)の中国・開封市との友好都市締結から40周年という節目の年に当たるため、戸田市青少年代表団の開封市派遣及び開封市青少年友好代表団の受入、市が主催する戸田市友好代表団の開封市派遣に係る協会職員の通訳随行・連絡調整などの協力等、開封市との交流事業について注力いたします。

戸田市で受け入れたウクライナ避難民への支援については、令和4年6月に当協会内に設置した戸田市ウクライナ避難民生活相談センターにおいて、日常生活全般から、就労・進学に係る適切な情報の提供、案内、相談等に関する事、ウクライナ語と日本語の通訳・翻訳、各種手続きへの同行など、令和6年度も引き続き、必要な支援を実施してまいります。

最後に、当協会のボランティアによる委員会について、令和5年度中に「委員会編成等検討委員会」にて審議を重ねた結果、「企画委員会」、「多文化共生委員会」、「国際交流推進委員会」、「日本語理解委員会」、「広報委員会」の5つの委員会へと再編いたしました。

新しい委員会編成の施行については、令和6年4月1日といたしましたが、委員会間の連携や引継ぎを充分行うため、令和6年度の1年間を移行期間といたします。

新体制となり初年度となることから、試験的な運用になることも予想されますが、より良い委員会運営・事業実施を目指して取り組んでまいります。

1. 国際交流推進事業

(1) 国際交流茶会

茶会の場を通して、外国人と市民の交流及び相互理解の促進を目的に交歓会を実施する。

(2) 外国人による日本語スピーチコンテスト 【日本語理解委員会】

戸田市及び近隣市に在住、在勤、在学する外国人に日本や戸田市で生活して感じたことや母国との比較などをスピーチする場としてコンテストを開催し、在住外国人の意見を聞き、また、その内容を広く市民に聞いていただき、もって国際理解を深める事業として実施する。

(3) 地域ふれあい交流プラザ

外国人と交流することにより、異文化・多文化の相互理解を促進し、地域の国際化を推進する。

(4) ことばのひろば

多文化共生及び子育て支援として、親子でも参加できる日本語支援を実施する。

2. 国際協力推進事業

(1) 日本語教室 【日本語理解委員会】

戸田市に在住、在勤、在学する外国人を対象とし、日本語ボランティアにより日常生活に必要な日本語学習の支援をする。

(2) 日本語ボランティア養成講座 【日本語理解委員会】

日本語ボランティアを養成することにより、日本語教室の充実・強化を図り、もって地域の国際交流の一層の進展を目的として実施する。

また、新規事業として、「日本語ボランティア特別講座」を実施し、日本語ボランティアの指導力の更なる向上を図る。

(3) 外国語講座 【国際交流推進委員会】

国際交流を進める手段としての外国語を学んでいただくことを目的に開催する。

(4) ホームステイ及び多文化共生ボランティアの登録・紹介

ホームステイ受入家庭、通訳・翻訳等の多文化共生ボランティアのボランティア登録制度により、市や県などの公的機関等からの依頼に応じてボランティアを派遣する。

(5) 国際ボランティア研修会 【国際交流推進委員会】

ボランティア登録者（ホームステイ・多文化共生ボランティア等）及び委員会メンバー対象に外国人に対してボランティアをするに当たっての研修を実施する。

(6) 多文化交流ひろば 【多文化共生委員会】

在住外国人と市民の交流及び相互理解を目的とし、「芸術交流」及び「文化交流」の場として実施する。

(7) 国際交流推進活動員の派遣

市内の小・中学校等へ外国の文化や料理等を紹介することができる外国人を派遣し、国際理解教育の支援及び国際交流活動の推進を図る。

(8) 外国人防災訓練 【多文化共生委員会】

災害に対するの考え方や知識を持ち、防災意識を高め、有事の際にはお互いに助け合える地域づくりを推進するため、外国人を対象とした防災訓練を実施する。

(9) 外国人困りごと・生活相談窓口

市内在住外国人を対象に、日常生活で困っていることなどを母語で相談できる相談窓口を開設する。

(10) 外国人住民のための法律相談

外国人からの法律的な知識が必要な相談に対応するため、埼玉弁護士会（外国人 인권センター運営委員会）に協力いただき、実施する。

3. 国際交流及び国際協力に関する普及啓発事業

(1) 国際理解のためのワールドクッキング 【多文化共生委員会】

外国人講師の指導の下、外国の料理を作ることにより、食文化を通しての国際理解を深める。

(2) 国際理解講座

外国人講師による外国の文化・習慣等の紹介を行う講座を開催する。

(3) 中国語講座～中国語を学び、中国文化にふれよう～

中国の人達とのコミュニケーションを取る一助として、初心者のための中国語の教室を開講する。中国・開封市出身の事務局職員が講師となり、中国語を学ぶと共に、中国の歴史・文化・生活習慣等（友好都市の河南省開封市）についても紹介する。

(4) 会報紙の発行、ホームページの公開及び協会公式Facebookページによる情報提供 【広報委員会】

会報TiFAの発行、協会ホームページ及び協会公式Facebookページにより、協会の事業案内、活動報告及び地域の国際交流に関する情報の提供を行い、もって国際交流・国際協力への理解を深め、市民の国際交流活動への参加の促進を図る。

(5) 広報情報委員会講演会 【広報委員会】

講師に外国人を迎え、講演会を実施する。

(6) 市関係団体のイベントへの参加

戸田ふるさと祭り等の市関係団体のイベントへ参加し、広く市民に対し協会活動の紹介を行う。

4. 海外都市交流事業

(1) 派遣事業

①戸田市中中学生海外交流派遣事業（オーストラリア・リバプール市）

戸田市の中学生を姉妹都市であるオーストラリア・リバプール市へ派遣し、リバプール市民との交流、現地校体験入学及びオーストラリア各地の見学を通して、相互理解を深めるとともに、オーストラリアの文化・歴史・生活習慣等を理解することにより、市民レベルの姉妹都市交流を推進する。

②戸田市青少年代表団海外交流派遣事業（中国・開封市）

戸田市の中高生を友好都市である中国・開封市へ派遣し、開封市民との交流、現地校訪問及び中国各地の見学を通して、相互理解を深めるとともに、中国の文化・歴史・生活習慣等を理解することにより、市民レベルの友好都市交流を推進する。

(2) 受入事業

①開封市青少年友好代表団の受入

開封市の青少年が戸田市を訪問し、市内家庭ホームステイ、小・中学校訪問及び各地の見学を通して、日本及び戸田市について文化・歴史等を学習することにより、相互理解を深めるとともに、開封市青少年と市民が交流することにより両市の市民交流を促進する。

5. ウクライナ避難民生活相談センター事業

当協会内に設置した戸田市ウクライナ避難民生活相談センターにおいて、ロシアのウクライナに対する軍事侵攻により、戸田市に避難を余儀なくされたウクライナ避難民が安定した生活をおくれるよう支援する。

※事業に係る経費については、日本財団へ助成金を申請し、交付された額をもって実施する予定